みいけ

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033～4
編集兼発行人 田口芳博
半年間1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825－0000569

「CO協定」改定交渉へ

会社は和解条項を守り、誠意示せ

「CO遺族協定」は三年毎の改定になっていますが、改定期に当たる一昨年の交渉で和解問題のために一時延期をした上、会社は逆提案を提示、さらに一年協定としました。また、昨年度は合理化問題を理由に延期されていた改定交渉が二月二十七日から開始されます。会社側に誠意をもって「協定」を充実させるためのたたかいに全力をあげて取り組みます。

三池大災害からすでに二十五年が過ぎました。この間、CO患者と遺族の「生活補償」「治療の確立」「解雇制限」を三井資本と政府に要求してたたかい、「CO遺族協定」とともに「CO遺族協定」としてかちとることができました。

しかし、「協定」が不十分なことから、三年毎の改定闘争で抜本的改定を要求し、補完をはかってきましたが会社側は歳月の経過とともに「協定」の改悪を意図してきました。

一方、CO患者と遺族の実態はますます苦しみが増していくばかりであり、その経過を踏まえて損害賠償請求の訴訟を起こしました。

この裁判闘争は長期のたたかいとなりましたが一昨年七月、きわめて不満な内容でしたが和解によって決着しました。

和解条項に明記

「CO協定」については、この和解条項の中で「三井石炭は、援護協定を誠意をもって今後も継続し、従来通り三年毎に労使間で改定を協議する」と明記されています。したがって、要求に対する会社側の誠意ある対応が求められていますが、会社側は石炭情勢のきびしさや、合理化を理由に、すでに逆提案をした経過もあり、このような攻撃を許さないたたかいが必要です。

要求の内容

1、五十五歳定年退職まで解雇しないこと。
2、援護基金を三千万円に増額すること（現行千五百万円）。
3、協定給付金を三・五％（炭労春闘要求）スライドすること。
4、その他の協定については、現行協定を維持存続し、恒久協定とすること。

この要求を実現するために、交渉団に合わせて上京団を編成、要求貫徹決起集会、座り込み、その他可能なかぎりのたたかいに取り組むことが十日の第七回委員会で決定されました。

決起集会は、別項のように二十五日に開催されます。

裁判は和解で決着したが、「CO協定」などの課題は大きい。合理化で解雇された者も残った者もきびしい状況だが、たたかい続けようと誓った原告団総会（昨年12月27日）。

9・28訴訟で和解成立

原告団 三池労組 新たな闘いへ

一九六七年九月二十八日に発生した三川鉱坑内火災による損害賠償請求訴訟は一月二十四日、福岡地裁民事一部で開かれた和解協議の席上、原告・被告双方が十二月二十日に提示された綱脇裁判長の職権による和解案を受け入れることを表明、提訴から十七年十カ月ぶりに和解で決着しました。

和解の内容は、①三井鉱山と三井石炭鉱業は、原告のうち六十六人に障害の程度に応じて一人当たり三十五万円から八十万円、計二千四百四十五万円の解決金を支払う。②すべての原告に一人当たり一律に三十万円、計二千三百十万円を訴訟費用として支払う。③原告が所属する三池炭鉱労働組合に訴訟費用として六千万円を支払う。となっています（各障害等級による金額は前号に）。

請求額からみればきわめて不満な内容ですが、現時点では一定の成果と受けとめ原告全員、三池労組も受け入れることになりました。

この和解によって会社側が解決金を支払うことで事実上責任を認めたことになり、原告以外（新労組員など・約百二十人）にも同額の支払いがおこなわれるなど、長いたたかいの積極面が評価され今後の権利闘争への教訓を残しました。なお、級外者については三池労組に支払われた訴訟費用の中から応分の支出をすることになっています。

中原一組合長の話「和解内容はきわめて不満で納得できるものではないが、石炭産業をめぐる情勢や組織の現状、原告の老齢化、さらに十一・九の和解内容からみてやむを得ない。今後は『CO協定』の維持・充実や不当解雇無効裁判、さらに合理化反対、保安確立などのたたかいなど組織をあげてたたかっていく」

藤田幸次郎九・二八原告団長の話「和解条項の中に会社の法的責任を明らかにできなかったのは残念だが、和解の道を選んだ以上、やむを得ない。あまりにも長い裁判だったが、和解の決着でCO患者の救済がすべて終わったわけではない。まだ病床にある者、不当な合理化によって定年前に解雇された者もいるし、今から新たなたたかいがはじまる」

会社、逆提案を強行

労協、福利・厚生闘争で抗議スト

労働協約、労働条件、福利・厚生など、三池炭鉱で働くすべての労働者の切実な要求が近年、一方的な交渉延期や逆提案、コスト削減策に伴う緊急対策などが連続的に強行され、合理化による過酷な労働に加えて実質的な賃下げが耐え難いものとなっており、三池労組では昨年末からの大衆討議を経て従来の要求を整理し、重点項目を設定して要求書を出し、十四日から中央交渉をおこないました。

会社側は、要求については誠意ある回答を示さず、①文化資金の五〇％削減、②薬価免除の廃止、③有給休暇の法定期間（二年）以上の残日数切り捨て、④出勤不良者の処分基準（解雇など）の引き上げ、⑤休業手当を六〇％引き下げる、などを逆提案しました。

三池労組は抗議のストライキを通告、十七日一番方から一時間五十分の時限ストライキに突入しました。

最終的には十七日、第四回交渉の結果、中央・山元協定は現行通り。逆提案については、文化資金は提案通り。薬価免除は撤回。有給休暇は従来通りとするが、四月一日以降の分については法定期間（二年）以上の残日数は切り捨てる。処分基準は若干緩和。休業手当は撤回すると最終回答。交渉団は再検討を強く要求しましたが、交渉は決裂。

三池労組では、この申し入れは厚生施設の切り捨てであり、全般的な社宅計画のなし崩し的な実施であるとして、①社宅計画の明示、②現行どおりの継続か各戸浴場の設置、③各戸浴場の燃料費の支給、④転居希望者への転居料の支給、などを要求、二月十月団体交渉を開きましたが、会社側は新労組の了承を得たとして三月末強行の構えです。

厚生施設の切り捨て

社宅浴場の統廃合で要求

三池鉱業所は一月二十五日、緑ケ丘暁町、臼井社宅、勝立社宅宮前、小浜北社宅の四カ所の社宅浴場を廃止し、隣接社宅浴場への統合と、この浴場統廃合の機に各戸浴場設置社宅への転居の希望を募ることを申し入れてきました。

三池労組では、この申し入れは厚生施設の切り捨てであり、全般的な社宅計画のなし崩し的な実施であるとして、①社宅計画の明示、②現行どおりの継続か各戸浴場の設置、③各戸浴場の燃料費の支給、④転居希望者への転居料の支給、などを要求、二月十月団体交渉を開きましたが、会社側は新労組の了承を得たとして三月末強行の構えです。

現場の保安はいま…

13日から炭労保安月間

第八次石炭政策によって大幅な縮小合理化が進行し、三池炭鉱においても切羽の大型化・集約化とともに人員・管理体制の見直しなど保安体制に与える影響が憂慮されています。

炭労は恒例の保安点検月間を十三日から二十七日まで設定し、落盤・側壁崩壊、取り扱い中の器材・鉱物、飛石・転石、運搬災害などの頻発災害の予防対策の点検、不安全要素・箇所の改善などに全山で取り組みます。

「合理化のあとに災害」といわれるように、過去の例はとくに重大災害の発生への警鐘となっていることから、全労働者の点検と改善のたたかいが求められています。

CO協定要求貫徹 決起集会

とき 二月二十五日（土） 午後五時
ところ 第一鉱（旧三川鉱）正門前
※ 上京団激励を兼ねて実施します。全員ご参加下さい。

自民党が「完敗」

県民の怒り渕上氏に結集

福岡参院補選

福岡参院補選は十二日投票即日開票の結果渕上氏が圧勝しました。

当渕上貞雄 社 七五一、〇三六（大牟田 二九、三五二）
合馬 敬 自 五六四、三〇一
藤野達善 共 一七〇、七七八（大牟田 八、四一一）
前田宏三 サ 一六〇、二九四（大牟田 四、二六五）
（大牟田 一五、六四六）

不当解雇無効裁判 第3回公判

とき 三月一日（水） 午後一時
ところ 福岡地裁三〇一法廷
※ 原告側の陳述と準備書面による弁論

地底

▼…国政を左右する福岡参院補選の結果は自民の「完敗」。北九州市議選に続いての〝衝撃波〟は確実に永田町を揺がす。「峻厳に受けとめる」とすれば「怒りの民意」にこたえる道は総辞職、解散総選挙しかない。

▼…リクルート疑惑、消費税問題で冒頭から大荒れ必至の通常国会が再開。大物閣僚の辞任。さらに自民党の懸命の引き止め策も空しく民社・塚本委員長の辞任。〝福岡台風〟の余波の中で、NTT、労働・文部両ルートの強制捜査も当然の帰結だが「金権支配」の中枢に迫り得るかどうか。政局はにわかに緊迫の度を増していく。

▼…〝消費税元年予算〟となった政府予算案のもとで、庶民の暮らしは「四苦八苦」、一部大企業は「ウハウハ」となりそうだ。全国消団連の試算では「平均家庭での負担は年十二万円」とか。もう便乗値上げがはじまっているが、片や物品税改廃でトヨタは四千億円の利益増。庶民直撃の消費税はもうごめん。凍結・廃止こそ。

▼…「六十歳定年」さえいうのことやら分からないのに年金の支給開始年齢をすべて六十五歳にするという。間違っても「先のことだ」と思ってはいけない。その間に死ねば「もうけもの」、長生きしても五年先送りで一人一千万円の支出節約という計算。そして月収二十五万円の労働者は年に三万円以上の負担増となる。

▼…大牟田での新規求人が千人を突破し、求職者数を上まわり、一時七千人を超えていた求職者はここ二カ月四千人台で有効求人は二千二百人。倍率は〇・六三。荒尾でも同様に上向いてはいるが、全国平均の半分にもおよばない。問題なのは炭鉄労働者の再就職が一七％に過ぎないことだ。「ネイブランド」が浮揚策となり得るか。